

令和7年度

香芝市立旭ヶ丘小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることの理解を深めるとともに、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの理解

- いじめは、決して許されることのない、重大な人権侵害である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- いじめは、入れ替わりながら被害も加害も経験することが起こりうる。そのため、加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てる「観衆」や、周囲で黙認している「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。「観衆」や「傍観者」から、いじめを抑止する「仲裁者」に変えていく取り組みを推進する。
- いじめられている児童を守り通すとともに、いじめている児童に対しては、毅然とした態度で指導する。
- いじめ問題は、社会全体に関する課題でもあるため、家庭や地域また関係機関と日頃から連携した取り組みを行う。

4 いじめの防止等のための組織

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を効果的に行うと共に、組織的な対応を行うための中核となる組織として、旭ヶ丘小学校いじめ対策委員会を設置する。

5 いじめの防止等に関する取組

いじめの未然防止・早期発見等のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

また、定期的な家庭訪問や個人懇談会を通しての学校と家庭の情報交換、いじめアンケートの実施による児童の意識調査や実態把握に努める。得られた情報については、学年集団でまず共通理解を図り、必要であればいじめ対策委員会において報告や相談していじめを未然に防ぐ対応を迅速に進める。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくいコミュニケーションを使った心理的な形で行われることが多く、また、いじめを行う側といじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつ。したがって、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの発見に努める。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かを、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた児童の立場に立って判断する。さらに、けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害意識に配慮し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめを受けた児童が、相談しにくい状況にあること、そして一方では、気付いてほしいという思いがあることを十分に理解し、日頃から児童の表情や様子をきめ細かく観察していく。具体的には、日々の児童の表情の確認、服装や靴のチェック、授業中や休み時間において誰と接しているかなどの行動の観察、一人で過ごしていないか、体調不良を訴えて保健室へ行く、早退するなどの行動がないか、周囲の児童が笑っていたり避けるような態度をとったりしていないかなどの点検などを日々行う。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童等に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

そのためには、いじめ問題の対応するための体制づくりを充実させ、学年集団における役割分担、学校いじめ対策委員会における組織的対応が迅速に進められるよう、問題が起っていない時にも共通理解を確実にする。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し

つつ、速やかに警察に 相談・通報の上、連携して対応する。

また、特別な支援を必要とする児童は、いじめを受ける対象になりやすく、またいじめを行う側になる こともあるため、家庭との連携を密にし、適切な配慮を行う。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできず、「いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月の期間止んでいること」、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること」の2つの要件が満たされている必要がある。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。また、いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童生徒の自尊感情が著しく低下したり、心的外傷によりPTSD（心的外傷後ストレス障害傾向）を示したりすることが考えられる。そこで、引き続き、いじめを受けた児童を十分観察し、場合によっては、医療機関や児童相談所等の関係 機関とも連携し、心のケアや支援を行っていく。

(5) 家庭や地域との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、PTAや学校運営協議会、地域の関係団体等といじめの問題について協議する場を設け、いじめの防止等の対策を家庭や地域と連携を図り、推進する。

また、学校だよりを定期的に発行して校内の情報発信を積極的にしたり、学校運営協議員や地域コミュニティ協議会との信頼関係を築き、地域の情報収集に努めたりと、日常的な連携も推進していく。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応にあたっては、教育委員会と迅速に適切に連携し対処する。また、警察やこども家庭相談センター等の関係機関とは、情報交換を定期的に行い、連携の強化に努める。

6 重大事態への対応

重大事態の例としては、以下の場合である。

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自死あるいは自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

※相当な期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査する

○その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合

このような場合は、速やかに教育委員会に報告を行うとともに、旭ヶ丘小学校いじめ対策委員会（以下、校内いじめ対策委員会とする）により早急に調査を行う。

なお、事態によっては、市及び教育委員会が重大事態の調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

学校が調査の主体となった場合には、校内いじめ対策委員会を中心に調査組織を設置し、事実関係を明確にしていく。調査によって明らかになった事実関係については、個人情報に十分配慮しながら、情報を適切に提供していく。

教育委員会が調査主体の場合は、教育委員会の指示のもと、資料の提出などの調査に協力していく。

また、附属機関へ積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

7 その他

いじめの防止等の対策について、本方針をはじめ、取組等を積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、本方針や取り組みが効果的に機能しているかについて、校内いじめ対策委員会においてP D C Aサイクルで検証し、必要に応じて見直しを行う。